

# 平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 国民保護室、国民保護運用室、防災情報室

評価年月 平成19年6月

## 1 政策等

### 政策23 国民保護体制の整備

#### （政策の基本目標）

国民保護計画の作成や国民保護訓練の実施についての支援や各種システムの整備等によって、地方公共団体における危機管理体制の充実を図り、有事に適切に対応できる国民保護体制を整備することを目標とする。

## 2 政策実施の背景・必要性等

### （1）政策実施の背景・必要性

今日の国際社会においては、平成13年9月11日の米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在や、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散などが重大な脅威となっており、我が国においても、平成10年の北朝鮮による弾道ミサイル発射、平成11年の能登半島沖武装不審船、平成13年の九州南西海域不審船出現等の事案が相次いで発生したこと等を受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。

このような諸情勢を背景として、平成15年には、有事の際の基本的考え方や有事の対処のための手続き等を定めた武力攻撃事態対処法が制定され、その翌年には、有事の際の国・地方公共団体等の役割や国民の保護のための仕組みを定める「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）が可決・成立し、同年9月17日から施行された。

この国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなることから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進していく必要がある。

### （2）主な施策の概要

地方公共団体の有事における対応力の向上のため、国及び地方公共団体による共同訓練を実施したほか、適時・適切な判断・行動ができるように、各種の危機管理事象を想定した訓練の実施を促し、地方公共団体の危機管理能力の強化を図った。

また、有事の際には地方公共団体だけが情報を保有するのではなく、いかに迅速に住民に対して警報等の情報を伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素であることから、消防庁では、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を進めたほか、国民保護法に定められた安否情報の収集・回答事務に係るシステムの開発を行った。

さらに、平成 18 年度を目途として、市町村において国民保護計画を作成することとされていたため、消防庁では、市町村国民保護モデル計画を作成し、平成 18 年 1 月に各地方公共団体に通知したほか、各種説明会へ講師を派遣する等、都道府県と連携して、市町村における国民保護計画作成への支援を行った。

### (3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

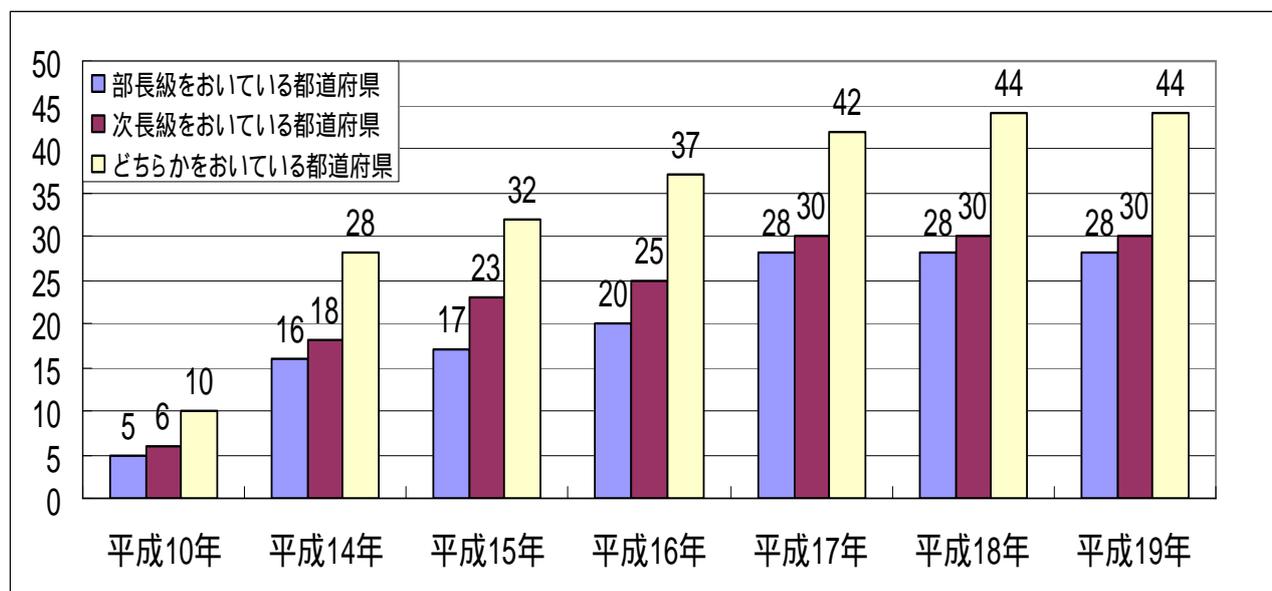
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。
第 162 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	昨年、長年の懸案であった総合的な有事法制を整備しました。その円滑な実施に向け、有事の際の警報発令から住民の避難、救援など、国や地方自治体のとるべき措置の手順を定め、制度の運用に万全を期します。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（閣議決定）	平成 17 年 6 月 21 日	【第 3 章 2 . 国民の安全・安心の確保 別表 1（1）】 テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。
国民の保護に関する基本指針（閣議決定）	平成 17 年 3 月 15 日	

## 3 政策評価の結果等

### (1) 主な指標の状況

#### ア 地方公共団体の危機管理体制の充実

##### (ア) 都道府県における防災・危機管理専任の幹部職員の設置状況



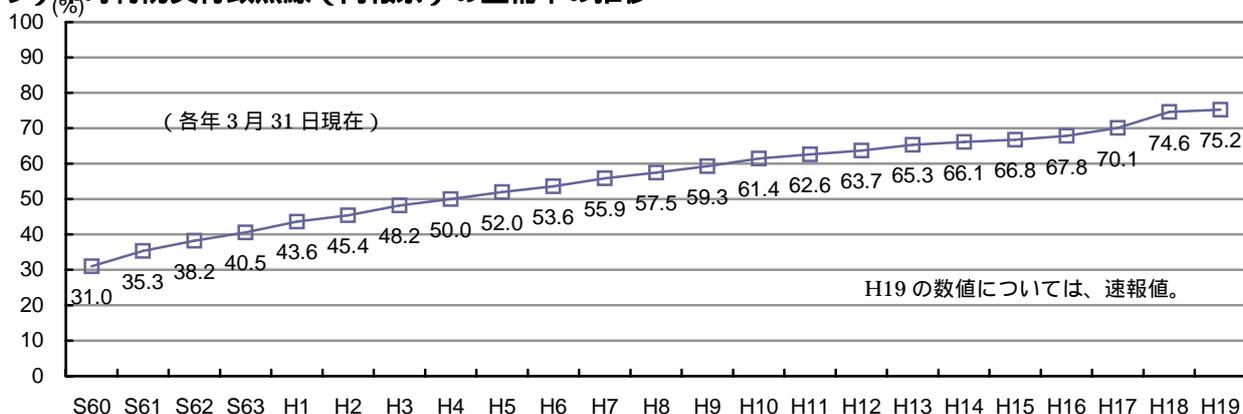
## (イ) 訓練の実施状況

### 国民保護訓練の実施状況

種 別		平成 17 年度	平成 18 年度
共同訓練	図上	4	8
	実動	1	3
	小計	5	11
単独訓練	図上	4	16
	実動	3	8
	小計	7	24
総 計		12	35

< 目標：訓練の実施率の向上（対前年度比） >

## (ウ) 市町村防災行政無線（同報系）の整備率の推移



< 目標：市町村防災行政無線（同報系）の整備率 75% （平成 20 年度末） >

## イ 市町村の国民保護計画作成への支援

### 市町村国民保護計画作成の進捗状況について

(平成19年4月1日現在)

#### 市町村国民保護計画の作成状況

作成済み市町村	120	未作成市町村				合計
		都道府県知事協議中の市町村	都道府県との事前相談	計画内容の検討に着手	計画内容の検討に未着手	
1707	120	7	64	38	11	1827

「都道府県知事協議」とは、国民保護法第35条第5項に定める、市町村国民保護計画の作成に関わる都道府県知事との協議をいう。  
「都道府県との事前相談」とは、市町村国民保護計画の案が作成された後、都道府県知事との正式な協議前に、都道府県と市町村の間で行われる確認・調整等のための相談をいう。(全都道府県で実施)

#### 未作成市町村の計画に係る都道府県知事協議完了予定時期

4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	その他	計
14	38	32	9	14	13	120

総務省消防庁国民保護室 調査(平成19年4月)

< 目標：市町村国民保護計画の作成率 100% （平成 18 年度末） >

## (2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた

## (3) 目標の達成状況の分析

### ア 地方公共団体の危機管理体制の充実

#### (ア) 都道府県における防災・危機管理専任の幹部職員の設置状況

平成19年4月1日現在、部局長級以上の職を設けているのは28団体、部局次長級以上の職を設けている都道府県は44団体となっている。

地方公共団体における危機管理体制を強化するため、引き続き専任の幹部職員の設置等について要請していく必要がある。

#### (イ) 訓練の実施状況

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効である。

平成18年度は、平成17年度中に全都道府県の国民保護計画が作成されたことなどから、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に35件が実施された(平成17年度は12件)。このうち、国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が11件、地方公共団体単独で行う訓練(単独訓練)は24件、実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したもの、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われているところである。

#### (ウ) 市町村防災行政無線等の整備

同報系の市町村防災行政無線の整備率は、平成19年3月31日現在、75.2%(速報値:対前年度比0.6ポイント増)となり着実に増加している。

有事の際、同報系の市町村防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速かつ確実に警報を伝達することは、住民の生命を守る上で極めて有効であるため、引き続きその整備を推進することが重要である。

また、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合において、消防庁から通信衛星を経由して都道府県、市町村に警報の内容を直接伝えるとともに、消防庁から直接、市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレンを自動吹鳴させることなどを可能とする全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、平成18年度は、同報系防災行政無線自動起動機のソフト改修を行い、平成19年2月9日からは、津波警報、緊急火山情報等の一部の情報について送信を開始するとともに、あわせて同日から、10都道府県4市町で情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。

今後は、地方公共団体における機器整備が主たる課題であることから、消防庁としても、引き続き機器整備に対する地方財政措置等を通じて、地方公共団体の取組みを支援していくことが重要である。

上記(ア)~(ウ)の指標から、全国会議等の機会を通じた要請・啓発、財政的支援等の地方公共団体の危機管理体制の充実に向けた取組みが有効であることが把握できる。また、(イ)の訓

練の実施状況については、市町村においても国民保護計画が作成され、国民保護体制が整備されることにより、更に多くの訓練の実施が見込まれることから、今後は、消防庁として、訓練の実施状況について引き続き注視するとともに、地方公共団体への必要な協力を行っていくことが重要である。さらに、(ウ)の市町村防災行政無線及び全国瞬時警報システム(J - A L E R T)の整備については、有事の際における住民へのより迅速な情報提供に有効であることから、消防庁として、引き続き取り組んでいく必要がある。

#### イ 市町村の国民保護計画作成への支援

消防庁では、市町村に対する技術的な助言として、「市町村国民保護モデル計画」を作成・提示するとともに、各都道府県主催の市町村向け説明会に講師を派遣することや、都道府県に対して計画の作成推進について文書で要請を行うこと等を通じて、市町村における国民保護計画作成への支援を積極的に行ってきた。

その結果、平成 19 年 4 月 1 日現在、全市町村の 93%以上に当たる 1,707 団体において既に市町村国民保護計画が作成済みとなっており、市町村の計画作成作業への支援に関する取組みについて、一定の効果があったと考えられる。

### 4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<b>ア 地方公共団体の危機管理体制の充実</b> <b>(ア) 都道府県における防災・危機管理専任の幹部職員の設置状況</b> 地方公共団体における危機管理体制を強化するため、引き続き、専任の幹部職員の設置等について要請していくことが必要。	<b>予算要求</b>	-
	<b>制度</b>	従来どおり。
	<b>実施体制・事務のやり方等</b>	全国会議等の機会を通じて要請。
<b>(イ) 訓練の実施</b> 国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが必要。	<b>予算要求</b>	事業の継続を検討。
	<b>制度</b>	従来どおり。
	<b>実施体制・事務のやり方等</b>	地方公共団体が単独で実施する訓練についても、全国会議等の機会を通じて要請。
<b>(ウ) 市町村防災行政無線等の整備</b> 有事の際、市町村は、防災行政無線等を活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続きその整備を推進することが必要。 全国瞬時警報システム(J - A L E R T)をはじめとして、災害緊急情報伝達ネットワークの構築を図ることが必要。	<b>予算要求</b>	事業の継続を検討。
	<b>制度</b>	従来どおり。
	<b>実施体制・事務のやり方等</b>	防災行政無線等の整備を推進するとともに、J - A L E R Tについては、消防庁において、受信装置のうちの衛星モデムを調達し、地方公共団体に配備するなど、全国的な整備を図る。

## 5 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

#### ア 評価書の取りまとめに活用

消防庁政策評価懇談会（平成 19 年 6 月 12 日）において、評価書案を提示して意見を聴取したところ、着実に成果は上がっており、以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進していくべきであるとの意見をいただいた。

- ・ 市町村国民保護計画が概ね作成され、国民保護法制についての枠組みが整備されつつある中で、今後は、国民保護訓練の実施等により、情報の受け手である住民の意識を高めるような普及啓発活動を充実していくべきである。
- ・ 国民保護訓練について、自治体間の共同訓練の実施を促したり、各種の事象を想定した訓練が実施されるよう、消防庁としても支援を行っていくことが重要である。
- ・ 地方公共団体における国民保護体制の強化について、より実効性のある体制とするべく、危機管理専任の幹部職員向けの専門的な研修の充実や、先進的な事例の紹介等を通じ、体制の充実を一層図っていくべきである。

#### 【消防庁政策評価懇談会】

座長 平野 敏右（千葉科学大学学長）

委員 大井 久幸（日本消防検定協会理事）

大河内美保（主婦連合会副会長）

山本 保博（日本医科大学救急医学主任教授）

#### イ 政策の背景・課題等の把握等に活用

「地方公共団体の国民保護に関する懇談会（平成 18 年 11 月に、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」に改組）」（座長：石原信雄 元内閣官房副長官）において、地方公共団体が対処すべき危機管理事案について国民保護に係るテーマを中心にご意見をいただき、政策の背景・課題等の把握に活用した。

### (2) 評価に使用した資料等

- ・ 「消防白書（平成 18 年版）」（<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h18/h18/index.html>）